

全国一斉生活保護ホットライン報告書

■実施概要

実施日 2020年12月10日
実施弁護士会数 48弁護士会

(45弁護士会は全国統一電話番号(フリーダイヤル)で実施, 3弁護士会は独自番号で実施)

■実施結果(回答のあった弁護士会=48弁護士会)

1 相談件数 705

(参考)これまで当連合会が実施した生活保護が関係するホットライン等一覧の相談件数

	実施日	名称	相談件数
2006年	6月30日・7月1日	全国一斉生活保護110番	634
2007年	11月8日	全国一斉生活保護110番	約550
2008年	6月	非正規労働・生活保護ホットライン	約1300
2012年	11月28日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1832
2013年	10月23日	「全国一斉生活保護『水際作戦』ホットライン」	926
2015年	1月19日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1085
	12月10日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1438
2016年	12月9日前後	全国一斉生活保護ホットライン	448
2017年	12月11日前後	全国一斉生活保護ホットライン	979
2018年	12月18日前後	全国一斉生活保護ホットライン	597
2019年	12月17日前後	全国一斉生活保護ホットライン	601

2 相談体制

弁護士	ほか協力者
276	3

3 相談者の年齢

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
0	4	28	61	139	123	132	215

4 相談者の生活状況

居宅(持家)	居宅(賃貸)	施設	ネットカフェ等	路上	親族と同居	ドヤ・サウナ	その他・不明
131	279	13	2	1	16	0	96

5 生活保護受給の有無

受給中	未受給	不明		
		福祉事務所に行った	福祉事務所に行っていない	
247	342	82	199	23

6 不安の訴え

あり
271

7 福祉事務所の対応(未受給)

働いて生活しなさい	扶養義務者に援助してもらいなさい	借金があると保護は受けられない	所持金が無くなってから来なさい	家賃が高いから生活保護は受けられない	努力してもっと高収入の仕事をしなさい	診断書を取ってきなさい	車を処分しなさい	その他
8	11	5	8	3	0	5	17	50

不明
6

8 緊急性(未受給)

あり
29

9 福祉事務所の対応(受給中)

厳しい就労指導を受けている	保護費を返すように言われた	交通費を出してもらえない	保護を廃止(打ち切り)するといわれた	保護辞退届を書くように言われた	病院にかかることができない	車を処分するよう言われた	ケースワーカーが怖い	後発医薬品(ジェネリック)を使用するよう言われた
7	18	4	8	0	1	4	9	3

その他	不明
69	7

10 違法性

明らかに違法	違法の可能性が高い	適法・判定できない	未回答	不明
17	27	163	4	0

11 相談結果

終了	継続・受任	相談担当者の連絡先を教えた
530	10	36

※回答のあったもののみカウント。

※複数の事項に該当する場合、それぞれの内容についてカウント。なお、いずれの事項にも該当しない相談等もあった。

※ 本ホットラインに寄せられた「声」についてのコメント内容は、貧困問題対策本部の調査、研究結果に基づくものです。

2020年12月10日に実施

全国一斉生活保護ホットラインに寄せられた「声」

生活保護基準引下げに加えて、特に本年度は新型コロナ禍の影響もあり、生活の厳しさや不安を訴える声が多く聞かれました。

このような厳しい社会情勢下にあっては、セーフティネットである生活保護制度がますます重要になり、生活保護の権利性を厚生労働省がウェブサイトで明らかにするなど、生活保護の積極的な活用がむしろ望まれる状況にあります。

にもかかわらず、コロナで大変なのは皆同じなどと言って、生活保護の申請自体を断念させようとする、典型的な水際作戦の相談が横行している実態が浮かび上がりました。

その他、自動車の保有についての相談が寄せられるのは例年どおりですが、今年度は新型コロナ禍の影響により新たに生活保護の申請を考えるようになった方から、この点について不安の声が相当多数寄せられたことが特徴的でした。

また、親族への扶養照会について、親族に知られてしまうことを不安視する声も寄せられました。

【違法又は違法の可能性が有る事例】

- ・ 新型コロナ禍で仕事も見つからず、生活保護の窓口に行ったら、「コロナで大変なのは皆同じ、頑張って仕事を探して」と追い返された。
- そもそも申請の拒否自体許されず、明らかに違法な水際作戦です。
- ・ 持ち家があるので申請できないと言われた。

→ やはり申請の拒否自体が許されません。

なお、不動産を保有していることは、申請受付後の資産調査の段階で問題になりますが、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められる場合を除き、原則として、世帯の居住の用に供されている不動産は、その保有を認めることとされています。

・ 借金があるので受給できないと言われた。

→ 借金があっても生活保護は受給できます。

そして、支給された保護費をどのように使うかはあくまで利用者の自由です。

もっとも、保護費が利用者の最低限度の生活を維持するために支給されるものであることを考えると、借金の返済に使うのは望ましいことではありませんし、そもそも保護費の中から借金の返済に回してしまうと利用者の生活がより一層困窮してしまうことが通常ですので、自己破産等の債務整理を勧めることになると思います。

なお、借金に関して、新たに借入れを行うと収入認定されますので注意が必要です。

【その他特徴的な声】

・ 自動車を保有できるのか

→ 自動車の保有については、生活用品としての保有は認められないなど、極めて制限的な運用がなされているのが現状です（障がいのある人が通勤、通院、通所または通学するのに必要な場合や、山間僻地等に居住する者が自動車で通勤するのに必要な場合で、当該自動車が処分価値の小さい場合などの例外的な場合にのみ保有が認められています。）。

しかし、現在の自動車の普及率や、大都市以外の地域での生活の実情等を考慮すれば、このような現在の運用は改められるべきでしょう。

なお、新型コロナ禍の社会情勢を踏まえて、厚生労働省から地方自治体に対し、緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合で、通勤用自動車を保有しているときは、保有を認めるよう取扱うとする通知を出すなど、十分ではありませんが、多少は柔軟な運用がなされるようです。

- ・ 親族に扶養照会されたくない

→ 親族に知られたいくないことから生活保護の利用を躊躇うケースが見られるため、厚生労働省は、2021年2月に地方自治体に従前の運用を見直す通知を出しました。具体的には、照会が不要になる目安を「20年間」の音信不通から「10年間」に改めるほか、照会をしない例として、親族が高齢や未成年、親族からの家庭内暴力だけではなく、親族に借金をしている、相続をめぐり対立している、縁が切られていて関係が著しく悪い場合なども照会不要と例示されました。

まだまだ不十分ですが、少しでも改善されたのは一歩前進です。